

## 高エネルギー超強力 X 線回折室利用細則

(平成9年4月1日制定)

**第1条** 高エネルギー超強力X線回折室（以下「超強力X線室」という。）の利用については、この細則の定めるところによる。

**第2条** 超強力X線室を利用しようとする者は、所定の利用申込書に所要事項を記入の上、運営責任者に提出するものとする。

2 運営責任者は、専門委員会の議を経てその利用を決定し、利用者に通知するものとする。

**第3条** 超強力X線室の設備の維持及び調整は、運営責任者の指名した者（以下「操作担当者」という。）が行うものとする。

**第4条** 超強力X線室の設備の使用にあたっては、操作担当者の指示を受けなければならない。

**第5条** 利用者は、故意又は過失により設備を滅失し、又は損傷したときには、その損害を賠償しなければならない。

**第6条** 利用者は、別表に定める利用料を一般運営財源・科学研究費補助金・寄附金等により予算執行振替するものとする。学外者にあつては、本学が指定する預金口座へ本学が指定する日までに振り込むことにより行うものとする。

**第7条** 超強力X線室の利用にあたっては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）、国立大学法人北海道大学放射線障害予防規程及び関連規程等に基づき、X線障害の発生防止に十分留意しなければならない。

**第8条** この細則に定めるもののほか、超強力X線室の利用に関し必要な事項は、運営責任者が別に定める。

### 附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成17年6月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

### 附 則

この細則は、令和2年11月1日から施行する。

### 附 則

1 この細則は、令和5年6月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 高エネルギー超強力 X 線回折室利用料金規定（昭和57年12月22日制定）は、廃止する。

別 表（高エネルギー超強力 X 線回折室利用細則）

1. 高エネルギー超強力 X 線回折室の利用料金を X 線発生装置と測定装置の組み合わせに応じて次のように定める。ただし、利用日数は実質的に利用した日数とし、装置の故障などにより測定が不可能になった場合などは含まない。

No.	装置名	型式	利用料金
(1)	全自動水平型多目的 X 線回折装置	SmartLab	¥1,200/時間
(2)	水平型多目的 X 線回折装置	XPert	¥500/時間
(3)	縦型粉末 X 線回折装置	RINT	¥4,000/日

2. (1) SmartLab 高温装置の利用料金を次のように定める。  
使用開始から 5 時間まで ¥1,500/時、6 時間目以降から ¥1,000/時。  
付記：  
    黒色石英試料板代 ¥75,000/枚。  
    黒色石英試料板貸出料 ¥5,000/日（ただし汚損・消耗が激しい場合は代償とする）。
3. 利用日数の認定は、操作担当者の報告に基づき運営責任者が行う。